

津地区合併協議会申し合わせ事項

1. 表決の方法について

協議会は、案件を審議し決定する議決機関ではなく、案件を協議し確認する協議機関であることから、表決の際に、多数決を用いることは、本来なじまない。

また、合併協議は、住民生活に大きな影響を及ぼすことから、できる限り構成する自治体間の意見を調整した上で、総意をもって確認することが望ましい。

それゆえに、議事は、全会一致をもって進めることを原則とする。

ただし、十分な議論を尽くした上で意見が分かれた場合は、合併協議に費やすことのできる時間的な制約を勘案し、議長の判断により、出席委員の3分の2以上をもって、全体の意思の確認とすることができるものとする。

2. オブザーバーの参加について

(1) オブザーバーは美杉村長及び美杉村議会においてその議員のうちから互選されるもの1名とする。

(2) オブザーバーの発言に関する取り決めについては、以下のとおりとする。

発言ができる場合について

- ・議長に発言を求められた場合は、意見を述べることができる。
- ・オブザーバーが自ら発言を希望する場合は、予めその旨を議長に通告し、許可があった場合は、発言することができる。

オブザーバーの発言の内容の取り扱いについて

- ・オブザーバーの発言については、あくまでも協議会における参考意見を述べるもので、議事に加わるものではない。
- ・オブザーバーからの質問を含んだ意見の取り扱いについては、議長の判断に委ねるものとする。

オブザーバーの報酬及び費用弁償については、協議会規約第15条を準用する。

3. 合併協議会へ提案する事項の分類方法について

合併協議会へ提案する事項の分類方法について、以下のとおり定義する。

報告するもの

(意思決定を要しないもの)

報告事項 報告を受け、共通認識をもつ

- ・既に決定している事項で、協議会において共通認識を要するもの
(例：協議会規約)
- ・規約、規程等により会長が定めた事項
(例：事務局規程等)

- ・調査、研究の成果等を報告する事項
- ・協議会において、報告事項として取り扱うことと確認されたもの
【提案番号の表記：報告第 号】

協議するもの

(意思決定を要するもの)

議案 議決

- ・法令、規約、規程等の定めにより、協議会において決定すべき事項
(例：協議会運営規程、協議会会議傍聴規程、予算等)
- ・協議会において決定する必要がある事項
【提案番号の表記：議案第 号】

協議事項 確認

- ・協議会規約第3条の規程により、協議会で協議し確認する事項
【提案番号の表記：協議第 号の 】

3. 資料提供の取り扱いについて

協議会資料は、傍聴者に対しても配布するものとする。

ただし、一部閲覧資料とすることもできる。